

鴨川市国際交流協会 Facebook 運用規程

(運用方針)

第1条 鴨川市国際交流協会（以下「協会」という。）が運用する Facebook の運用方針（以下「運用方針」という。）を次のとおり定めます。この運用方針は、協会の Facebook を利用するすべての方（以下「利用者」という。）に適用されます。内容を確認し、同意いただいた上でご利用ください。

(目的及び掲載内容)

第2条 協会だよりや事業案内では広報しきれない、国際交流イベント、姉妹都市情報などの発信を行います。また、国際交流関係の情報収集、交流の場として情報提供を行うことができます。

(事務局からの投稿)

第3条 原則として、平日の8時30分から午後5時15分までの間に、不定期に投稿します。なお、この時間外にも必要に応じて投稿する場合があります。

(禁止事項)

第4条 利用者は、協会が運用する Facebook にコメント等を投稿するにあたり、次に掲げる行為をしてはならないものとします。禁止事項に該当すると協会が判断した場合は、利用者に事前に何ら通知することなく、投稿の削除その他の必要な措置をとることができるものとします。

- (1) 法律、法令等に違反する内容、または違反するおそれがある内容
- (2) 公序良俗に反する内容
- (3) 掲載内容に対して著しくかい離する内容
- (4) 協会、他の利用者又は第三者を誹謗中傷し、もしくは名誉又は信用を傷つける内容
- (5) 政治活動、選挙活動、宗教活動又はこれらに類似する内容
- (6) 違法な情報やわいせつな内容
- (7) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とした内容（ウェブサイトの紹介等も含む）
- (8) 協会、他の利用者又は第三者の著作権、商標権、肖像権等の知的財産権を侵害する恐れのある内容
- (9) 他の利用者又は第三者に関して、住所、電話番号、Eメールアドレス等の個人情報をも特定、開示、漏洩する等の個人情報プライバシーを侵害する内容

- (10) 他者に成りすますなど虚偽や事実と異なる情報及び正否の確認ができない噂等の内容
- (11) 有害なプログラム等を送信することにより、通信機器の機能を妨害し、情報を引き出し、又は他者のアクセスを妨害することを目的とした内容
- (12) 協会、他の利用者又は第三者に不利益を与える内容
- (13) その他運用管理者が不相当と判断した内容
(知的財産権の帰属)

第5条 掲載している個々の情報（文章、写真、及びイラスト等）に関する知的財産権は、協会以外の原著作者に帰属します。

- 2 掲載内容について、「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合及び **Facebook** で「シェア」機能を使用するなど、転載の対象となる内容を改編せず、また出所を明記する場合を除き、無断で複製及び転載することはできません。

(コメント、シェア等)

第6条 協会 **Facebook** では、事務局は、情報発信のみを行います。ただし、政府機関や地方公共団体、公共性の高い団体、市や市の事業に関連する団体等の **Facebook** ページ、ブログ等については、必要に応じて行うことがあります。

(個人情報に関する取り扱い)

第7条 **Facebook** を通じて協会が取得した個人情報については、「**鴨川市個人情報保護条例**」に基づき、適切に取り扱います。

(委 任)

第8条 この規程に定めるもののほか、**Facebook** の管理に関し必要な事項は、会長が別に定めます。

附 則

この運用規程は、平成27年1月29日から施行する。

附 則

この運用規程は、令和5年4月20日から施行する。